

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後志広域連合は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道後志広域連合長

公表日

平成29年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 被保険者証の交付 ② 資格管理 ③ 被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付 2 保険給付に関する事務 ① 保険給付の申請審査、支給決定、保険給付金支給 ② レセプト点検及び過誤処理 ③ 国庫支出金・療養給付費等交付金・前期高齢者交付金・道支出金・共同事業交付金等の補助金交付事務 ④ 国民健康保険事業報告 ⑤ 退職者医療制度事務
③システムの名称	関係町村設置の市町村事務処理標準システム、KDBシステム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、団体内統合宛名管理システム、データ連携システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(30の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二(情報提供。ただし平成30年3月31日までの特定個人情報に限る。) ・1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106 (情報照会) ・42、43 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供。ただし平成30年3月31日までの特定個人情報に限る。) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・第25条、第25条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国民健康保険課
②所属長	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	後志広域連合 総務課総務係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 E-mail soumu@shiribeshi-kouiki.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	後志広域連合 国民健康課国保係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8012 FAX 0136-22-4466 E-mail kokuho@shiribeshi-kouiki.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年9月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年9月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月26日	4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3	事後	根拠法令の整理による修正
平成29年8月24日	4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・第25条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・第25条、第25条の2	事後	根拠法令の整理による修正
平成29年9月13日	1. ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名管理システム、データ連携システム、宛名システム	関係町村設置の国民健康保険システム、国保データベース(KDB)、次期国保総合システム、国保情報集約システム、団体内統合宛名管理システム、データ連携システム、宛名システム、中間サーバー	事前	平成30年度から施行の国保都道府県化の対応に伴う変更

